学校安全ネット通信№15（2017.8.10発行）

～ともに～ 皆心一つに

シンポジウムの報告

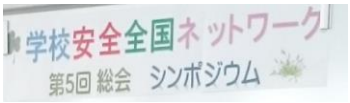

「学校給食と子どもの安全問題」

2017年6月10日（土）
午後2時半～5時半
早稲田大学文学文芸院

コーディネーター
黒岩哲彦さん（弁護士）

玉団子窒息事故事件
北川浩司さん（弁護士）

学校給食の現状と課題
新村洋史さん（学者）

学校給食の現場から
宮鍋和子さん（栄養教諭）

「学校給食と子どもの安全問題」をテーマにシンポジウムを開催しました。

コーディネーターの黒岩弁護士は白玉事件の弁護団のお一人です。平成二二年二月一〇日、学校給食の食材として入れられた白玉団子を喉に詰まらせ死亡した事故です。この裁判で争われた過失の二本柱を示され、弁護団が過失と考えた点と判決の要点ごとの大まかな疑問符を伝え、弁護団として控訴審までやろうとの思いを話され締め括られました。

新村先生は、食の給食の歴史を話され、時空間の広がりあるお話をしてくださいました。私の視点から抜け落ちていた目線にアッ！と目から鱗が一枚…と、個人的に大きな衝撃を受けました。

宮鍋先生のお話は、現場の実態と疑問点を明確に指摘された報告に、襟を正し会として今後の取り組みを考えさせられました。

学習指導要領の改訂では「給食とは、食育の意味を確り位置づけたものを提出するように」とまた「食育については、家庭とか地域との連携への取り組みをするよ」と言われているようです。家庭で得られにくくなった「食事の場を通した団欒とコミニケーションについても給食の時間を使いなさい」との指示がなされているようです。

9784864353076
1920437002004
ISBN978-486435-307-6
CO437 ¥200E定価200円)

お知らせ！

近年、夏休みに小学校等がプールを開放し、PTAや子供会などがプール活動の運営をするケースが増えています。このような場合、プールの運営や監視についてはほぼ素人である保護者が、プール活動を運営し、プールの監視も行っています。なかには、運営や監視についてのマニュアルなどもなく、場当たり的な運営や監視を行っているケースもあるようです。

私たちは、少しでも、プール事故をなくそうという思いで、主にプール開放で、PTAや子供会などがプール活動の運営をする場合の注意点をこのガイドブックにまとめることにしました。

このガイドブックは、いかにプールでの安全を図るか、また、教師に限らず、プールでの監視体制をどのように作るべきか、安全をどう確保するかについて実用的にまとめたものです。

このガイドブックを参考にしていただき、安全で楽しいプール活動を実施していただければ幸いです。

※ 書店または学校安全ネット宛お申し込みください。（事務所へのお申し込みは10冊単位でお願いいたします。事故防止を願い普及へのご協力を重ねてお願い申し上げます）

特集1

スクールソシャルワーカーの法制化について
～2019年度中学校全校区配置を前にして～

学校安全ナットでは、二〇一　五年三月六日(金)の第八回学習会には、「学校安全とスクールソーシャルワーカーの仕事」と題して竹村睦子さんにお話を伺いました。また、二〇一五年六月一三日(土)の第九回学習会をパネルディスカッションとし、「子どもの支援職から」としたお話を山田恵子さんにしていただきました。そして、二〇一五年一〇月一二日(月=祝日)には、「学校における教師とスクールソーシャルワーカーの協力を考える～スクールソーシャルワーカーの全校配置の動きをふまえて～」と題して、山下英三郎さんにご講演をいただいて参りました。

次回二〇一七年九月二六日(火)の学習会では、引き続きソーシャルワーカーにスポットをあて、高石啓人さんに「スクールソーシャルワーカーの法制化と今後の課題」についてお話いただくことといたしました。

日時　二〇一七年九月二七日(水)
　　午後六時～八時
場所　早稲田大学戸山キャンパス
　　三号館一六階第一〇会議室
講師　高石啓人さん
　　(早稲田大学助手、元町田市スクールソーシャルワーカー)

※講師紹介(講演時)
☆竹村睦子さん(ソーシャルワーカー・社会福祉士、精神保健福祉士)
☆山田恵子さん(荒川区)スクールソーシャルワーカー)
☆山下英三郎さん(日本)スクールソーシャルワーカー協会名誉会長)

山下先生のお話は、子どもたちの現状として問題背景にある生きづらさ(不満・苛立ち・焦り・怒り)が他者への攻撃或いはひきこもりとなっているとの報告がなされ、スクールソーシャルワーカの機能を図解し、人と環境の不適合部分に介入する役割であることを示された。

スクールソシャルワーカーの対応する事項・活動の形態・活動の構造を示し、対応するための力量をいかに身につけるかが問いかけられた。

この講演で、スクールソーシャルワーカーの全校配置をめざす中央教育審議会では、実際は文科省の予算額は年々削られ、ボランティア方式が念頭に置かれているのではないかとの懸念が指摘された。

二〇一九年度、中学校全校区に配置されるスクールソーシャルワーカーは、果たしてボランティアの方々に白羽の矢が中てられるのでしょうか。ちなみに、「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」(文部科学省初等中等教育局)の、3、スクールソーシャルワーカーの選考として、「社会福祉士や精神保健福祉士の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。」とあります。また「ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であて、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。」とあります。

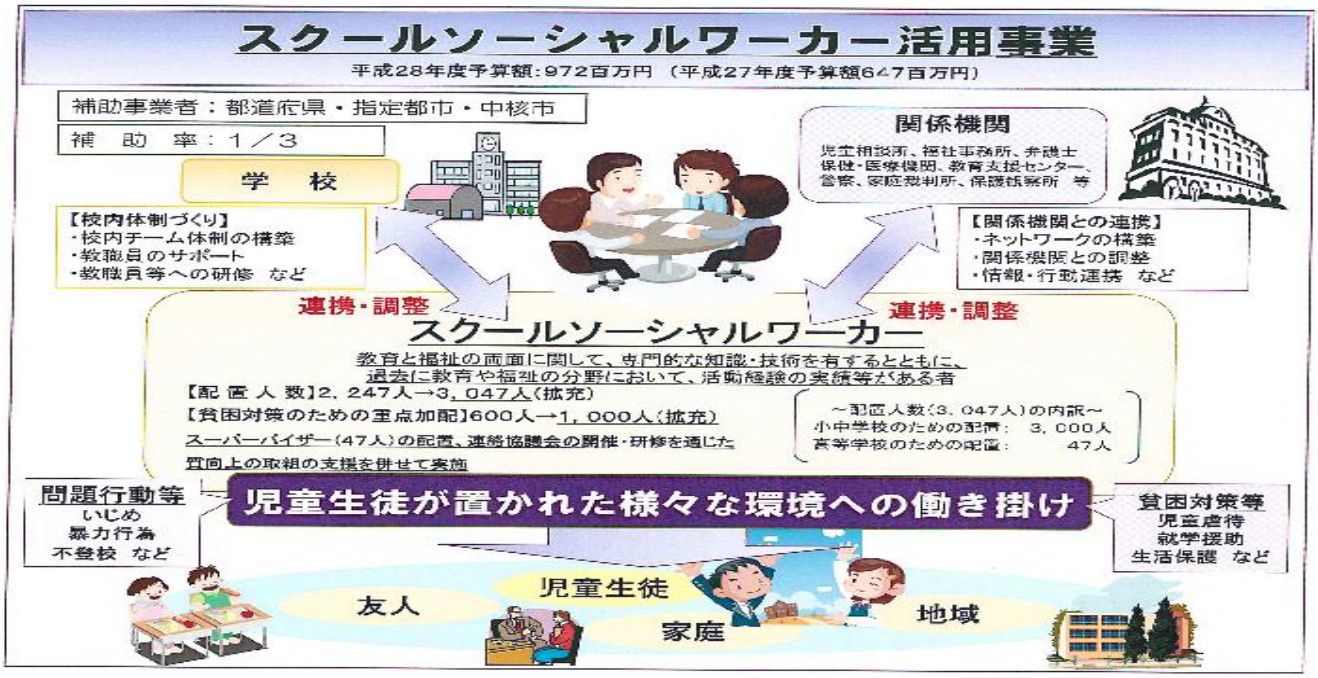

特集２

取手市女子中学生自自死事件

調査委員会解散と新設の経過とその背景

弁護士　原田敬三

（はじめに）

茨城県取手市での女子中学生のいじめ自死について、５月２４日、教育委員会が「いじめによる重大事態でない」との判断をしたが、遺族からそのことを問題にされ取手市教育員会がその判断を撤回したというュースが流れました。

「なぜ撤回することになったのか。謝罪ですむ問題ではなく、なぜ重大事態でないと判断したのか、この教育委員会ときっちり対談するとかの機会が持てないか。なぜ撤回したのかの理由がしっかりしていなければ，誰も信用しません。」という、当たり前の疑問が学校事故関係弁護士らから出されています。そこで担当弁護団として、進行中の事件ですが経過を報告します。

（経過）

取手市の公立中学の女子生中島菜保子さんが自死したのは、平成２７年１１月１０日。この件について、両親から弁護士に支援要請があったのは、翌年１月２３日でした。

ご両親は、自分らの調査の結果、いじめを理由とした事件であると同時に、担任教師の誤った指導が原因で自死したのに、学校が認めようとしない、いじめを認定させる為の第三者委員会の設置を求めたいと相談に来られました。特に事件当日の「ガラス破損事件」は直接の自死の契機になるもので、３年生時の春から続いていたいじめに担任が気づかず、いじめ加害生徒２名にいつも連れまわされ、自死当日も、この２名がガラス破損を起こしたのに、担任は３名一緒に事件を起こした者として、菜保子さんに「弁償してもらうことを検討します」と一方的に申し渡している。

他方、いじめについては、日記・交換日誌の書き込み（「ナオって、うんこ、臭い。」と書き込まれている）があり、さらに生徒約２０名からの聞き取りで、詳細が把握できていた。

（第三者委員会設置）

ご両親の要請を受け、弁護団は、取手市教育委員会に第三者委員会設置を要請する。

８月８日には、教育委員全員に「いじめ防止対策推進法の趣旨を全うする為の申し入れ書」を送付した。申し入れ内容は、第三者員会の委員の決定は当方と相談する事、うち１名は、当方推薦者を委員にすること女性委員を入れることなどである。

しかしこの申し入れはことごとく無視された。女性の委員は、１０月には追加されたが、これも一方的人選であった。同時に、弁護団は１２月には、経過に挙げたような事件の内容を４２頁にまとめて、第三者委員に提出し、一方的調査をとらせないよう手を打った。

（第三者員会解散に向けた動き）

ちょうど、３月に「いじめ防止対策基本法の３年目見直し」の国会院内研究会が開かれ、これに遺族が出席し、「自分のケースは、いじめ防止対策基本法２８の調査委員会でない」と発言し、文科省にも告知した。

その後、弁護団は、教育委員会議事録で、委員会が「いじめによる自死でない」と確認をして調査員会を立ち上げたことを突き止めた。これに基づき、５月２９日　教育委員会に委員会の解散を申し入れるとともに、委員会の各委員に調査の無期延期を申し入れた。

同日、文科省に今年３月発表の文科省のガイドラインにも反した調査委員会であること、調査方法・調査内容も法に則っていないことを説明。同時に、両親は氏名を顕し、文科省内で記者会見した。

マスコミ報道でこの件が伝わるや、取手市議会の各会派でこの問題をとりあげ説明に回った。５月３１日には、マスコミの前で、教育長が遺族を訪問。６月１日、ついに市教育委員会は、調査委員会の解散予定を決定した。

（県知事のもと新調査員会発足へ）

取手市教育委員会との信頼関係破綻している中、新しい調査員会をどのように立ちあげる　か。どのような調査員会立ち上げとするか県教育員会と協議の模索が続いた。その結果、

８月４日 県知事のもとで特例で調査員会立ち上げる事に合意した。「委員については遺族と協議する。」「事務局は知事部局の置く」等、取手市教育委員会の元では実現しなかった枠組みの合意である。

今新たなスタートに立った調査員会が真に公平な結論を得られるよう、各会員のご支援をお願いします。

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.12

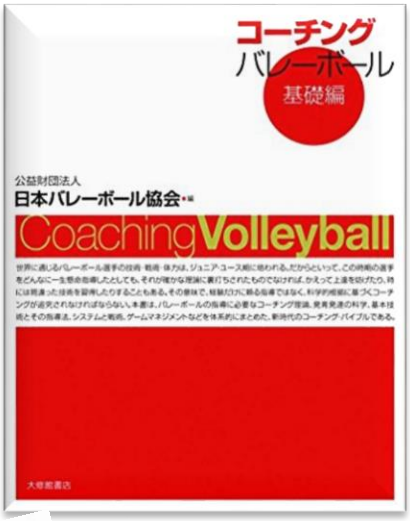

「コーチングバレーボール　基礎編」

（公益財団法人 日本バレーボール協会編）

定価　￥２４８４円

最初、当ネットの先輩が、熱い調でこの本について語っているのを聞いたとき、正直、「え？　バレーボールのコーチの仕方の本が？なんで？」と思った。その疑問に答えるには、自分で読むのが一番、と、この本の紹介を買って出た。学校の授業の中でも体育は苦手。体育の中でも球技は特に苦手。球技の中でもバレーボールはもっとも苦手。そんなわたくしが、バレーボールのコーチの仕方の本を読む羽目になるとは・・・。と思って頁をめくって、あら、びっくり。どうやってバレーボールを教えればいいのかという、そんな単純な本ではなかった。

バレーボールに限定されない、およそ、子どもを指導する者が心得ておかなければならない知識や姿勢に関する記述もある。たとえば、第３章「子供たちを理解する－バレーボールに必要な発育発達理論とトレーニング理論」では、体力面からだけではなく、心理面からの理解の大切さに触れ、アメリカの発達心理学者エリクソンの研究を紹介している。また、スポーツを通じた健全育成を行うために、メンタルヘルスを良好に保つことが重要だとして、子どものモニタリングの方法にも言及している。

学校安全の観点からは、バレーボールで起こりやすいケガを具体的に紹介し、どのように対処したらよいかを解説している点のほか、「ケガをしにくい体づくりを心がけたい」と、食の**重要性にまでさかのぼった記述が印象に残る。また、2020年の東京**オリンピック・パラリンピックを控えて文科省から発表された「グッドコーチに向けた『７つの提言』」、日本体育協会に等による「倫理ガイドライン」などのエッセンスがわかりやすくまとまっている、第２章－１コーチングに必要な基本的な態度の項も必読だ。とりわけ、グッドプレイヤー像とグッドコーチ像の人物像欄は、毎朝、声に出して読み上げたら、さぞかし気持ちいいだろう、と思った。読み上げていたら、そういう人に近付けるような気がして。

写真も満載で、バレーボールに興味があれば、楽しさ倍増の一冊である。

弁護士　鹿野真美

☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員　３，０００円　☆賛助会員　５，０００円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します
振 込 先　００１３０－９－３４６４６３
加入者名　学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　03－3511－5070
FAX　03－3511－5784
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

事務局所在地
〒102－0071
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル1706号
南北法律事務所　内